### 安曇野市子どもの権利に関する条例

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、上記の 議案を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

提出者

福祉教育委員長 増田 望三郎

#### (提案理由)

本条例は、子どもの権利に関する条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、 安曇野市における子どもの権利の基本理念を定め、子ども、市、市民及び議会の役割を 明らかにすることにより、子どもの健全な成長と幸福の実現に資する社会を目指すもの である。以上の理由により、本案を提出する。 安曇野市子どもの権利に関する条例

#### 前文

私たちは、児童の権利に関する条約、日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、安曇野市の子どもが生命と尊厳を等しく守られ、人種、国籍、性別、意見、障がいの有無、経済状況等のいかなる理由でも差別されず、安心して健やかに育つことができるよう、子どもの権利を保障します。

私たちは、一人一人かけがえのない存在である子どもたちが、安曇野の豊かな自然環境、 地域のつながり、そして先人から受け継がれた文化や芸術に触れ、ふるさと安曇野に愛着 と誇りを持ち、自分らしい人生を築き、自ら行動する主体者として地域や社会に関わりな がら育つことを心から願います。

子どもは、本来自ら成長していく力を持っています。私たちは、その力を信じ、子ども とその未来を支え、子どもの権利が保障される社会を実現するために、この条例を制定し ます。

(目的)

第1条 この条例は、安曇野市(以下「市」という。)における子どもの権利の基本理念を 定め、子ども、市、市民及び議会の役割を明らかにし、子どもが一人の人間として尊重 され心身ともに健やかで幸せな状態で生活を送るために、お互いが連携及び協働するこ とにより、子どもの権利が保障されるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 子ども 市内に在住、通学、勤務又は活動する 18 歳未満の者その他これらの者と 等しく権利を認めることが適当である者をいう。
  - (2) 市民 市内に在住、通学、勤務又は活動するもの及び市内に事業所又は事務所を置く法人その他団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 子どもの権利の保障は次に掲げる理念を基本とし、何人も、子どもにとって最善 の利益を優先しなければならない。
  - (1) 子どもは、生命、自由、幸福追求の権利の主体者であること。
  - (2) 子どもは、いかなる理由でも差別を受けることなく、一人の人間として尊重されること。
  - (3) 子どもは、安全で安心な環境の中で成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されること。
  - (4) 子どもは、自らに関係のある事柄について、自らの意思を自由に表明することができ、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されること。

(子どもの権利の日)

- 第4条 市は、前条の基本理念について、市民の関心及び理解を深めるため、安曇野市子 どもの権利の日を設ける。
- 2 安曇野市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(子どもの役割)

第5条 子どもは、自らの権利を理解し、それが尊重されることと同様に他者の権利も尊 重するよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第6条 市は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。
  - (1) 子どもの権利の保障に関する施策を総合的に推進すること。施策の推進にあたっては、必要に応じて関係する部局が相互に連携協力するものとする。
  - (2) 子どもの権利の保障について、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築すること。
  - (3) 子どもの権利について、市民に周知及び啓発し、理解を深めること。
  - (4) 子どもが主体的に考え、自由に意見を述べられるよう支援をすること。
  - (5) 子どもが健やかに育ち学ぶための環境の充実や多くの価値観に出会える場の創出 等、子どもに適切で多様な育ちと学びの機会を提供すること。
  - (6) 子どもが政策づくりや地域活動に参加できるよう支援すること。

(市民の役割)

- 第7条 市民は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。
  - (1) 家庭及び地域が、子どもの成長と学びを支える大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障について理解、尊重すること。
  - (2) 子どもを地域の一員として認め、子どもの意見を尊重し、地域活動への参加を促し支援すること。

(議会の役割)

- 第8条 議会は、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。
  - (1) 市の施策が子どもの権利の基本理念に沿って推進されるよう提言等をすること。
  - (2) 子どもの権利の保障に関して、啓発に取り組むこと。
  - (3) 子どもの権利の保障に関して、必要に応じて県や国等に要望等を行うこと。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から 施行する。

# 多様性を尊重し合う共生社会づくりを目指し、 排他主義や排外主義を許さない決議

安曇野市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出します。

安曇野市議会 議長 松枝 功 様

提出者

安曇野市議会議員 猪狩 久美子

賛成者

安曇野市議会議員 中村 芳朗

安曇野市議会議員 林 孝彦

安曇野市議会議員 宮下 明博

## 多様性を尊重し合う共生社会づくりを目指し、 排他主義や排外主義を許さない決議

安曇野市では、旧「安曇野市男女共同参画推進条例」を令和4年3月定例市議会で「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」に改正し、令和4年4月からこの条例に基づく多様性を尊重し合い共生するまちづくりを進めてきた。

ところが、特に先の参議院選挙において、外国人を誹謗、差別する「排外主義」が広が り、共生社会づくりに逆行する風潮が懸念される状況となっている。

これに対し7月、青森市で行われた全国知事会は「排他主義、排外主義を否定し、多文化 共生を目指す我々47人の知事がこの場に集い」「誰一人として置き去りにしない」「平和的 で協調的な社会」「真の地方創生の実現」を目指すという「青森宣言」を採択した。

また同時に発表した「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」では、「国は外国人を『労働者』とみているが、地方自治体から見れば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』である」と指摘し、その上で、「地方における外国人労働者確保につながる制度の適切な運用、外国人材の受入れ・共生のための予算の確保、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法の策定、多文化共生施策実施の司令塔となる組織の設置」などを国に求めた。

安曇野市としても、「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」において、多文 化共生の意識づくりや外国人に対する学びとコミュニケーション支援、安心して暮らせるた めの支援、地域社会において活躍できるための支援を行っている。全国知事会の提言が求め ているように、国が責任を持って取り組むことは重要である。

この安曇野市でも、1,600 人余の外国人が地域で共に生活し、様々な分野で働き、日本人 と同様に税金を納め、市政を支えている。

よって、本市議会は、「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」に基づく多文 化共生のまちづくりを、市民のみなさんと共に推し進め、排他主義や排外主義を許さず、多 文化共生社会実現のために全力で取り組む。

以上、決議する。

令和7年9月18日

安曇野市議会